

医療法人社団神野医院
ショートステイじんの【 指定（介護予防）短期入所生活介護 】
重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定（介護予防）短期入所生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定短期入所生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団神野医院
代表者氏名	理事長：神野 君夫
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	京都府宇治市木幡赤塚 20 番地 (ショートステイじんの 0774-31-5005)
法人設立年月日	平成 11 年 7 月 1 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人社団神野医院 ショートステイじんの
介護保険指定 事業所番号	(指定事業所番号)
事業所所在地	京都府宇治市木幡赤塚 20 番地
連絡先 相談担当者名	ショートステイじんの 0774-31-5005 管理者：間中 美智子
通常の送迎 の実施地域	原則として京都市伏見区、京都市山科区、宇治市。事業所を起点として半径5キロ未満とする
利用定員	20 名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けることにより、日常生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
運営の方針	利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者の療養を妥当適切に行う。当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望、その置かれている環境ならびに医師の治療方針に基づき、事業提供の開始前から終了までの利用者が利用するサービスの継続に配慮して、事業所内の他の従事者と協議して作成した短期入所生活介護計画に基づき、漫然且つ画一的にならないよう配慮する。

(3) 事業所の職員体制

管理者	間中 美智子
-----	--------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ短期入所生活介護計画を交付します。 5 短期入所生活介護の実施状況の把握及び短期入所生活介護計画の変更を行います。 	常勤 1名 生活相談員及び介護職員と兼務
医師	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の健康管理や療養上の指導を行います。 	非常勤 1名
生活相談員	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 	常勤 1名以上 管理者及び介護職員と兼務
看護師・准看護師(看護職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の健康管理や静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、医師の指示を受けて、必要な看護を行います。 	非常勤 3名以上
介護職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 短期入所生活介護計画に基づき、生活面での積極性を向上させる観点から利用者の心身に合った日常生活上の世話を適切に行います。 	常勤 5名以上 内、1名 管理者及び生活相談員と兼務 内、1名 機能訓練指導員と兼務
機能訓練指導員	<ol style="list-style-type: none"> 1 短期入所生活介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。 	常勤 0名以上 介護職員と兼務
栄養士	<ol style="list-style-type: none"> 1 適切な栄養管理を行います。 	0名
調理員	<ol style="list-style-type: none"> 1 食事の調理を行います。 	0名
事務職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。 	1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
短期入所生活介護計画の作成		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所生活介護計画を作成します。 2 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 短期入所生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、短期入所生活介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		<p>事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。</p> <p>ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。</p>
食 事		利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助等	介助が必要な利用者に対して、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 短期入所生活介護従業者の禁止行為

短期入所生活介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）についてはお住まいの市町村による地域区別の単価に従い利用料金を算定します。

（宇治市：6級地 10.33円 京都市：5級地 10.55円）※下記の額は宇治市

区分・要介護度			基本単位	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
単 独 型	I 従 来 型 個 室	要支援 1	479	495円	990円	1484円
		要支援 2	596	616円	1231円	1847円
		要介護 1	645	666円	1333円	1999円
		要介護 2	715	739円	1477円	2216円
		要介護 3	787	813円	1626円	2439円
		要介護 4	856	884円	1768円	2653円
		要介護 5	926	957円	1913円	2870円
区分・要介護度			基本単位	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
単 独 型	II 多 床 室	要支援 1	479	495円	990円	1484円
		要支援 2	596	616円	1231円	1847円
		要介護 1	645	666円	1333円	1999円
		要介護 2	715	739円	1477円	2216円
		要介護 3	787	813円	1626円	2439円
		要介護 4	856	884円	1768円	2653円
		要介護 5	926	957円	1913円	2870円

介護保険の給付対象とならないサービスの概要と利用料

ショートステイ（短期入所生活介護）を利用する方の食費・居住費については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、食費・居住費の負担軽減を行っています。

利用者負担段階	所得要件	資産要件
第1段階	世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	預貯金等が1,000万円以下の方 (夫婦で2,000万円以下の方)

利用者負担段階	所得要件	資産要件
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	預貯金等が650万円以下の方 (夫婦で1,650万円以下の方)
第3段階 (1)	世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	預貯金等が550万円以下の方 (夫婦で1,550万円以下の方)
第3段階 (2)	世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方	預貯金等が500万円以下の方 (夫婦で1,500万円以下の方)
第4段階 (非該当)	本人が市民税非課税で世帯員に市民税課税者がいる方 本人が市民税課税の方 配偶者が市民税課税の方(世帯が分離している配偶者を含む)	利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方

事業所は上記のサービス利用料の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける事ができます。なお、居住費、食費については介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合は、負担限度額認定証に記載された金額を1日当たりの料金とします。

① 送迎

月曜日～土曜日送迎対応。日曜・祝日の入退所は要相談。当事業所を起点に実測5kmを超える場合、下記の費用を別途ご負担いただきます。

片道 5km ～ 10km未満 1回 500円
片道 10km以上5km毎に 500円加算

② 以下の日常生活費用については、その利用料、利用回数に応じ実費を徴収致します。

居住費及び光熱費については実費負担とし、以下の費用を徴収致します。

区分		基準負担額 (第4段階)	第1段階	第2段階	第3段階
居住費	個室	1370円	320円	420円	820円
	多床室	430円	0円	370円	370円

※負担限度額認定をご利用の際、個室利用の場合は国保連の基準負担額との差額 150円が発生致します。

③ 入所中の食事に関しては実費負担とし、以下の費用を徴収致します。

朝食 1回 300円 昼食 1回 778円
夕食 1回 778円 おやつ 1回 110円 合計1日当たり 1,966円

基準費用額	負担限度額		
	第1段階	第2段階	第3段階
1,966円	300円/日	390円/日	650円/日

※負担限度額認定をご利用の際、国保連の基準負担額との差額 20円が発生するこ

とがございます。

朝食はパン食になります。昼食、夕食は外注弁当となります。おやつが不要の方は事前にお知らせ下さい。

朝食 7時30分～ 昼食 11時30分～

おやつ 14時30分～ 夕食 17時30分～

- ④ 理美容代等短期入所生活介護の利用において個人負担すべきものや個人の希望による日常生活において必要な物品についても実費徴収致します。

- 電気機器用品の使用 1日 50円
- テレビの使用 1日 100円
- 理美容代 外部業者による実費額

支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものと致します。

その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者当に説明をし、同意を得たもの限り徴収致します。

その他利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額または免除することができます。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、前記の利用者負担額に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,055円	106円	211円	317円	1月につき(原則3月に1回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,110円	211円	422円	633円	1月につき(個別機能訓練加算算定の場合は(Ⅰ)ではなく(Ⅱ)を算定。この場合の(Ⅱ)は100単位)
機能訓練体制加算	12	126円	13円	26円	38円	1日につき
個別機能訓練加算	56	590円	59円	118円	177円	1日につき
看護体制加算(Ⅰ)	4	42円	5円	9円	13円	1日につき
看護体制加算(Ⅱ)	8	84円	9円	17円	26円	1日につき
看護体制加算(Ⅲ)イ	12	126円	13円	26円	38円	1日につき
看護体制加算(Ⅲ)ロ	6	63円	7円	13円	19円	1日につき
看護体制加算(Ⅳ)イ	23	242円	25円	49円	73円	1日につき
看護体制加算(Ⅳ)ロ	13	137円	14円	28円	42円	1日につき
医療連携強化加算	58	611円	62円	123円	184円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13	137円	14円	28円	42円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	189円	19円	38円	57円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	15	158円	16円	32円	48円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	20	211円	22円	43円	64円	1日につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,110円	211円	422円	633円	1日につき(7日間を限度)
若年性認知症利用者受入加算	120	1,266円	127円	254円	380円	1日につき
送迎加算	184	1,941円	195円	389円	583円	送迎を行った場合(片道につき)

緊急短期入所受入加算	90	949 円	95 円	190 円	285 円	1 日につき(7 日間を限定)
療養食加算	8	84 円	9 円	17 円	26 円	1 回につき(1 日3回を限度)
在宅中重度者受入加算	421	4,441 円	445 円	889 円	1,333 円	1 日につき (看護体制Ⅰ又はⅢの場合)
	417	4,399 円	440 円	880 円	1,320 円	1 日につき (看護体制Ⅱ又はⅣの場合)
	413	4,357 円	436 円	872 円	1,308 円	1 日につき (看護体制ⅠもしくはⅢとⅡ もしくはⅣの場合)
	425	4,483 円	449 円	897 円	1,345 円	1 日につき (看護体制加算無の場合)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	31 円	4 円	7 円	10 円	1 日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	42 円	5 円	9 円	13 円	1 日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	232 円	24 円	47 円	70 円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	189 円	19 円	38 円	57 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	63 円	7 円	13 円	19 円	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 27/1000	左記の単位数×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員処遇改善加算は除く。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 23/1000					
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 83/1000	左記の単位数×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 60/1000					
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 33/1000					

※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当事業所の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

※ 機能訓練体制加算は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を配置している場合に算定します。

※ 個別機能訓練加算は、理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を行った場合に算定します。

※ 看護体制加算は、看護職員の体制について人員配置基準を上回る体制をとっている場合に算定します。

※ 医療連携強化加算は、急変の予想や早期発見のため看護職員による定期的な巡視や主治医と連絡がとれない場合等における対応の取り決めを事前に行っている場合に、厚生労働大

臣が定める状態に適合する利用者に対して算定します。厚生労働大臣が定める状態とは次のとおりです。

- イ 喀痰吸引を実施している状態
 - ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
 - ハ 中心静脈注射を実施している状態
 - ニ 人工腎臓を実施している状態
 - ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
 - ヘ 人口膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態
 - ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
 - チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
 - リ 気管切開が行われている状態
- ※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した利用者に対し、サービスを提供した場合に算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に指定短期入所生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。
- ※ 緊急短期入所受入加算は、居宅サービス計画において計画的に位置づけられていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、7日間を限度として算定します。また、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日間を限度とします。
- ※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。
- ※ 在宅中重度受入加算は、当事業所において利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理等を行わせている場合に算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して短期入所生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申

請を行ってください。

4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の送迎の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	利用予定の前々日にご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	利用予定の前日にご連絡の場合	食費等の実費がかかる分でキャンセルできない費用を請求します。
	利用予定の当日までご連絡のない場合	食費等の実費がかかる分でキャンセルできない費用を請求します。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ 食費	1日につき1,966円。 (ただし、朝食300円、昼食778円、夕食778円、おやつ110円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとします。) 身体状況により食事、おやつが不要な場合は事前に相談下さい。 また、利用者の希望により特別な食事を提供した場合は、費用の実費をいただきます。	
④ 滞在費	ラジオ、電気毛布等の持ち込みにより電気機器用品を使用される場合に徴収させていただきます。1日 50円	
⑤ 理美容代	外部より業者に出張実施をお願いし費用の実費をいただきます。	
⑥ その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。	

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてにお届け(郵送)します。</p>
② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の20日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</p>

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促

から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「短期入所生活介護計画」を作成します。なお、作成した「短期入所生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「短期入所生活介護計画」に基づいて行います。なお、「短期入所生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 短期入所生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者： 宮本 真由美
-------------	-------------

- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報に含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名 様 続柄 住 所 電 話 番 号 - - 携 帯 電 話 - -
【主治医】	医療機関名 じんのクリニック 住 所 〒611-0001 京都府宇治市六地藏町並 3 9 氏 名 神野 君夫 医師 電 話 番 号 0774-31-1122

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 宇治市 介護保険課	所 在 地 〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地 電話番号 0774-22-3141 ファックス番号 0774-21-0406 受付時間 08:30 - 17:15（祝日、年末年始は除く）
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

12 心身の状況の把握

短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 短期入所生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「短期入所生活介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（医師・神野君夫）

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（年1回以上）※日程確保できれば春、秋の2回を予定
- ④③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

16 衛生管理等

- (1) 短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- 苦情内容を正確に把握するとともに相談者の思いを受け止める
 - 事実関係の確認や原因の究明を迅速に行う
 - 苦情（相談）者に対して把握した事実等について、適時適切に説明
 - 上記を記録
 - 担当ケアマネジャー・関係各位への報告
 - 理事長に報告、記録を提出

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 ショートステイじんの 管理者 間中 美智子 代表者 神野 君夫	所在地 宇治市木幡赤塚 20 番地 電話番号 0774-31-5005 ファックス番号 0774-31-5003 受付時間 16:00～21:00 ※上記以外の時間については相談者に折り返し連絡する
【市町村（保険者）の窓口】 宇治市 介護保険課	所在地 〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地 電話番号 0774-22-3141 ファックス番号 0774-21-0406 受付時間 08:30 - 17:15（祝日、年末年始は除く）
【市町村（保険者）の窓口】 山科区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 〒607-8511 山科区榊辻池尻町 14-2 電話番号 075-592-3290 ファックス番号 075-592-3110 受付時間 09:00 - 17:00（祝日、年末年始は除く）

【市町村（保険者）の窓口】 伏見区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 〒612-8511 伏見区鷹匠町 39-2 電話番号 075-611-2278 ファックス番号 075-611-1140 受付時間 09:00 - 17:00（祝日、年末年始は除く）
【公的団体の窓口】 京都府国民健康保険団体連合会	所在地 京都府京都市下京区烏丸通四条下る 水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内 電話番号 075-354-9050 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒611-0001 京都府宇治市木幡赤塚 20 番地	
	法人名	医療法人社団神野医院	
	代表者名	理事長 神野 君夫	印
	事業所名	医療法人社団神野医院 ショートステイじんの	
	説明者氏名	印	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。また、私（利用者及びその家族）の個人情報については、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印

この重要事項説明書の内容説明に基づき、この後、契約を締結する場合には利用者及び事業者の双方が、事前に契約内容の確認を行った旨を文書で確認するため、利用者及び事業者の双方が（署名）記名押印を行います。

サービス提供を行うに際しては、介護保険の給付を受ける利用者本人の意思に基づくものでなければならないことはいうまでもありません。

したがって、重要事項の説明を受けること及びその内容に同意し、かつサービス提供契約を締結することは、利用者本人が行うことが原則です。

しかしながら、本人の意思に基づくものであることが前提であるが、利用者が契約によって生じる権利義務の履行を行い得る能力（行為能力）が十分でない場合は、代理人（法定代理人・任意代理人）を選任し、これを行うことができます。

なお、任意代理人については、本人の意思や立場を理解する立場の者（たとえば同居親族や近縁の親族など）であることが望ましいものと考えます。

なお手指の障害などで、単に文字が書けないなどといった場合は、利用者氏名欄の欄外に、署名を代行した旨、署名した者の続柄、氏名を付記することで差し支えないものと考えます。

※本重要事項説明書は、第三者委員会の指導を受けていません。

2024 年 10 月更新

2025 年 04 月更新

